

厚生労働省北海道労働局発表
令和5年11月7日

担当 厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課
課長 河合 博文
主任監察監督官 土谷 啓二郎
電話 011-709-2311 (内線 3541)

報道関係者各位

64.6%の事業場に対し労働基準関係法令の是正を指導 ～ 令和4年に実施した監督指導の取りまとめ結果～

北海道労働局（局長 ^{みとみ のりえ} 三富 則江）は、この度、令和4年に管下17労働基準監督署・支署が実施した定期監督等に係る監督指導（ ）の結果について、以下のとおり取りまとめましたので公表します。

引き続き、法定労働条件の履行確保及び安全と健康の確保を図るため、関係法令の周知徹底を図るとともに、事業場に対し効果的な監督指導を実施します。

1 監督指導結果の概要（「資料」の1）

(1) 何らかの労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した6,427事業場のうち4,151事業場(64.6%)でした。

(2) 主な違反事項

労働災害の防止等に係る安全基準に関するもの	1,326件(20.6%)
違法な時間外労働など労働時間に関するもの	1,137件(17.7%)
賃金不払残業など割増賃金に関するもの	903件(14.1%)
健康診断の結果異常所見が見られた方の医師の意見聴取に関するもの	545件(8.5%)
健康診断の実施に関するもの	501件(7.8%)

2 業種別の違反状況（「資料」の2）

(1) 違反事業場割合の高い主な業種は、畜産・水産業86.1%、運輸交通業80.6%、接客娯楽業69.5%でした。

(2) 主な業種の違反事項及び違反事業場割合

製造業	安全基準396件(31.4%)、労働時間324件(25.7%)、割増賃金220件(17.5%)
建設業	安全基準661件(29.4%)、労働時間190件(8.5%)、割増賃金157件(7.0%)
運輸交通業	労働時間131件(47.0%)、割増賃金70件(25.1%)、医師の意見聴取54件(19.4%)
商業	割増賃金163件(16.4%)、労働時間160件(16.1%)、健康診断99(10.0%)
保健衛生業	労働時間80件(20.8%)、割増賃金73件(19.0%)、医師の意見聴取45件(11.7%)

() 「定期監督等に係る監督指導」とは、計画的に労働基準監督官が行う事業場への立入調査等による是正・改善指導のこと

1 監督指導結果の概要

(1) 令和2年から令和4年の各年に、北海道内の17労働基準監督署・支署が実施した定期監督等に係る監督指導について、その実施事業場数、違反事業場数及び違反事業場比率は、表1(1)及び2頁の図1のとおりです。

令和4年は6,427件のうち4,151件(64.6%)で労働基準関係法令違反が認められました。労働災害の危険性が高い機械・設備等に関する使用停止命令等の行政処分(2)は277件でした。

表1 監督指導実施状況・法違反状況

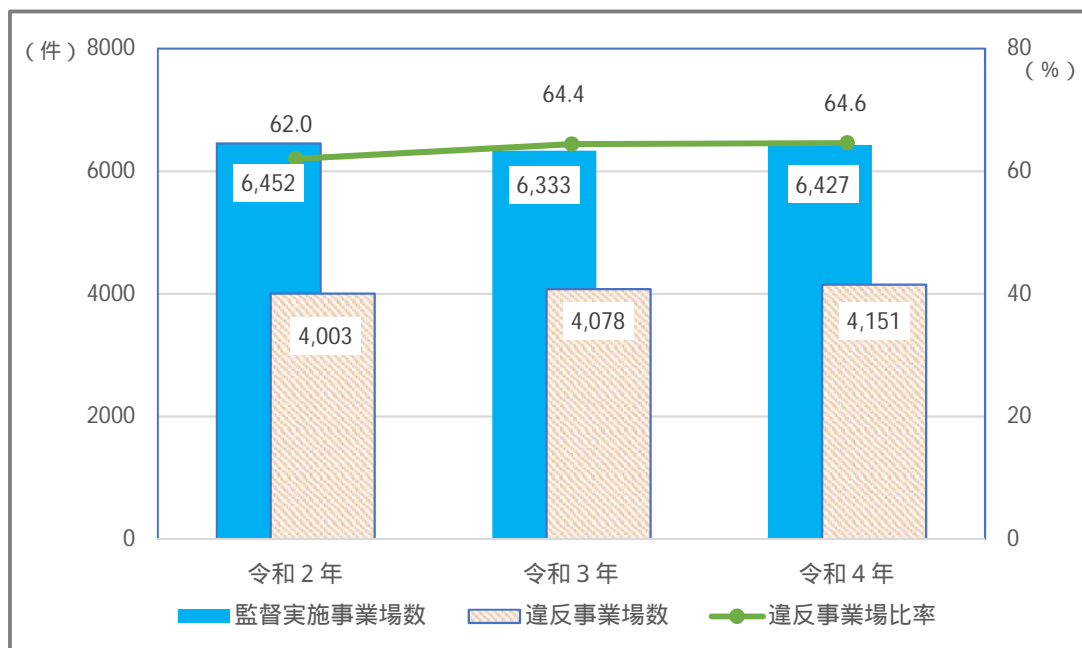
令和4年 監督実施状況及び措置状況

年	(※業種1種)	事業場指導実施数	違反事業場数	使用停止等処分(※事業場数)	主な違反状況(労働基準法)								主な違反状況(労働安全衛生法)			
					労働条件の明示			20~25条		66条			66条の4	66条の8の3		
					15条	32条	36条	40条	37条	安全基準	衛生基準	健康診断	医師の意見聴取	時間把握		
令和4年	全業種	6,427	4,151 64.6%	277 4.3%	407 6.3%	1,137 17.7%	903 14.1%	1,326 20.6%	322 5.0%	501 7.8%	545 8.5%	381 5.9%				
	製造業	1,260	871 69.1%		89 7.1%	324 25.7%	220 17.5%	396 31.4%	156 12.4%	130 10.3%	162 12.9%	55 4.4%				
	建設業	2,248	1,434 63.8%		51 2.3%	190 8.5%	157 7.0%	661 29.4%	108 4.8%	44 2.0%	84 3.7%	55 2.4%				
	運輸交通業	279	225 80.6%		23 8.2%	131 47.0%	70 25.1%	42 15.1%	9 3.2%	21 7.5%	54 19.4%	21 7.5%				
	農林業	127	88 69.3%		15 11.8%	8 6.3%	5 3.9%	51 40.2%	4 3.1%	8 6.3%	12 9.4%	11 8.7%				
	畜産・水産業	165	142 86.1%		18 10.9%	0 0.0%	8 4.8%	31 18.8%	1 0.6%	55 33.3%	24 14.5%	26 15.8%				
	商業	994	522 52.5%		81 8.1%	160 16.1%	163 16.4%	56 5.6%	17 1.7%	99 10.0%	55 5.5%	85 8.6%				
	保健衛生業	384	257 66.9%		35 9.1%	80 20.8%	73 19.0%	9 2.3%	10 2.6%	38 9.9%	45 11.7%	34 8.9%				
	接客娯楽業	331	230 69.5%		50 15.1%	85 25.7%	89 26.9%	9 2.7%	2 0.6%	77 23.3%	23 6.9%	25 7.6%				
	清掃・と畜業	126	83 65.9%		10 7.9%	30 23.8%	27 21.4%	25 19.8%	2 1.6%	8 6.3%	11 8.7%	15 11.9%				
	その他	513	299 58.3%		35 6.8%	129 25.1%	91 17.7%	46 9.0%	13 2.5%	21 4.1%	75 14.6%	54 10.5%				
令和3年	全業種	6,333	4,078 64.4%													
令和2年	全業種	6,452	4,003 62.0%													

(1) 業種は、監督指導実施事業数が100を超えるものを掲げました。

(2) 機械の回転軸に安全カバーが設けられていない、足場に手すりが設けられていないものなど、労働災害発生の危険性が高い機械・設備に対して、労働基準監督官がただちに機械等の使用停止や作業禁止などを命ずる行政処分のこと。

図1 監督指導実施事業場数等の状況



(2) 主な違反事項別の違反事業場数等は図2のとおりです。労働災害の防止等に係る安全基準に関するものが1,326件(20.6%)、現在、重点的に取り組んでいる違法な時間外労働など労働時間に関するものが1,137件(17.7%)と多く、次いで割増賃金に関するものが903件(14.1%)、健康診断の結果、異常所見が見られた方の健康を保持するための措置についての医師の意見聴取に関するものが545件(8.5%)、健康診断の実施に関するものが501件(7.8%)となっています。また、労働安全衛生法の改正により、平成31年4月1日より労働時間を把握することが法律で規定されましたが、労働時間の把握に関するものが381件(5.9%)となっております。

図2 主な違反事項別の違反事業場数等の状況

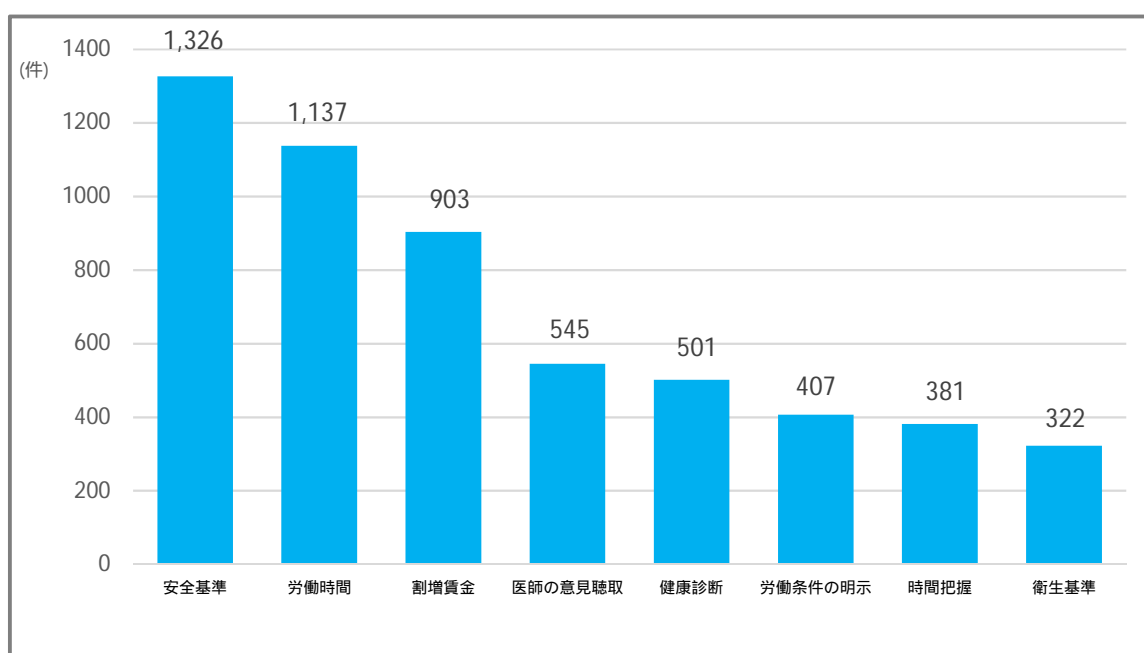


表2 主な違反事項の態様

違反事項	主な態様
安全基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開口部等墜落の危険がある箇所に墜落防止用の手すり等を設けていない。 ・ 機械に有効な安全装置を設けていない。 ・ 機械を停止しないで清掃、修理作業等を行わせている。
労働時間 (労基法 32・36・40 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外労働に関する協定(36 協定)の締結・届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせている。 ・ 36 協定の締結・届出はあるが、協定の範囲を超えて長時間の時間外労働をさせている。
割増賃金 (労基法 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。 ・ 割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。
医師等の意見聴取 (安衛法 66 条の 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断の結果異常の所見があると診断された者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴いていない。
健康診断 (安衛法 66 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時使用する労働者に対して、1 年以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を行っていない。 ・ 有害業務に従事する労働者に対して、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に特定健康診断を行っていない。
労働条件の明示 (労基法 15 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付により明示していない。
時間把握 (安衛法 66 条の 8 の 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤簿に押印するのみで、タイムカード等客観的に把握できる方法で始業時刻や終業時刻を把握していない。 ・ 管理者について労働時間の把握を行っていない。
衛生基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定化学物質や有機溶剤等の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けていない。 ・ 特定化学物質や有機溶剤等を取り扱う事業場において、取り扱い上の注意事項等を掲示していない。 ・ 粉じん作業において、必要な呼吸用保護具を使用させていない。

2 業種別の違反状況

(1) 概要

主な業種別の監督指導実施状況・法違反状況等は4頁の図3、図4のとおりです。死亡労働災害の撲滅を始めとする労働災害の防止、化学物質による健康障害防止等のため、建設業、製造業を始めとする工業的業種に対する監督指導を実施しています。

また、中小企業では法令や労務管理に関する知識が必ずしも十分ではないと考えられることから、法違反の解消に向け、懇切・丁寧に指導しています。

図3 主な業種別の監督指導実施状況・法違反状況

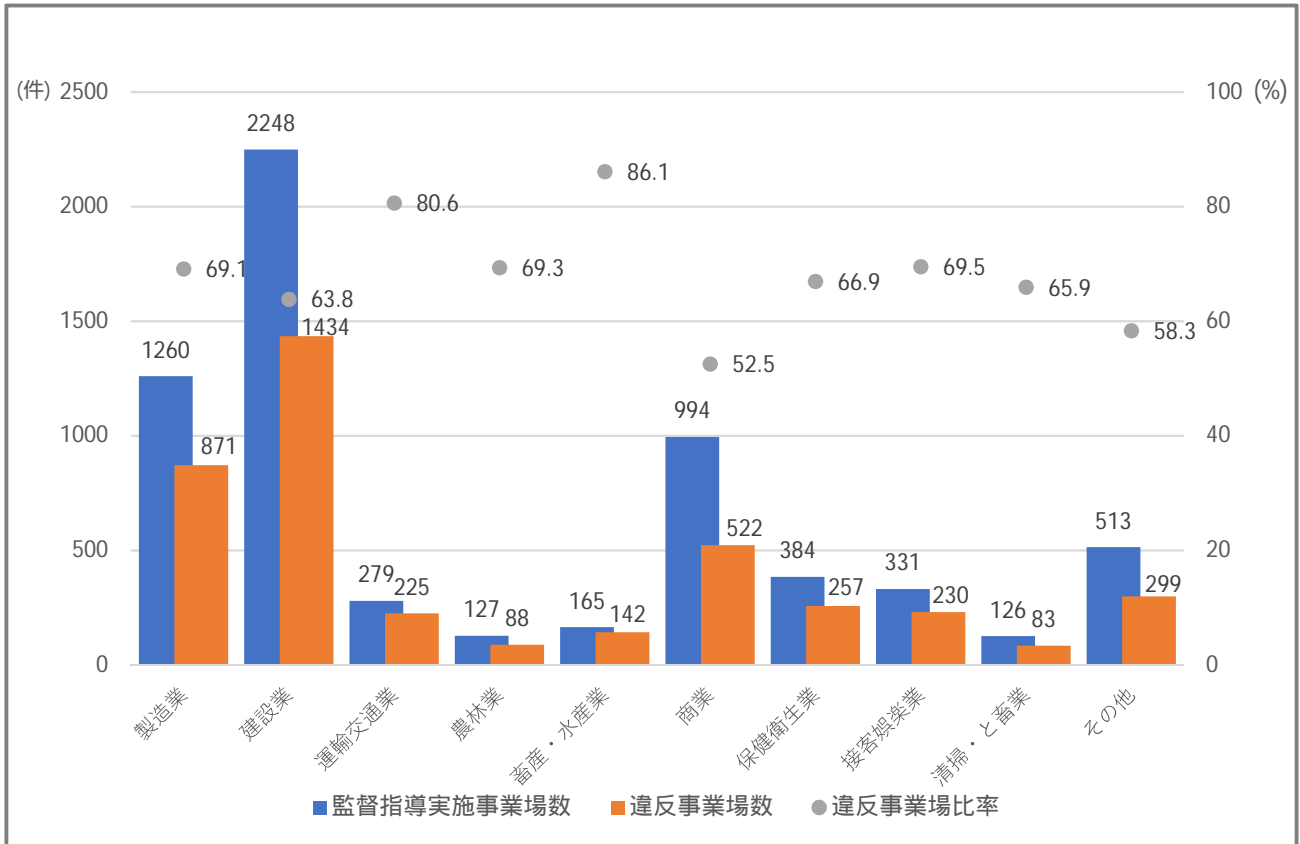
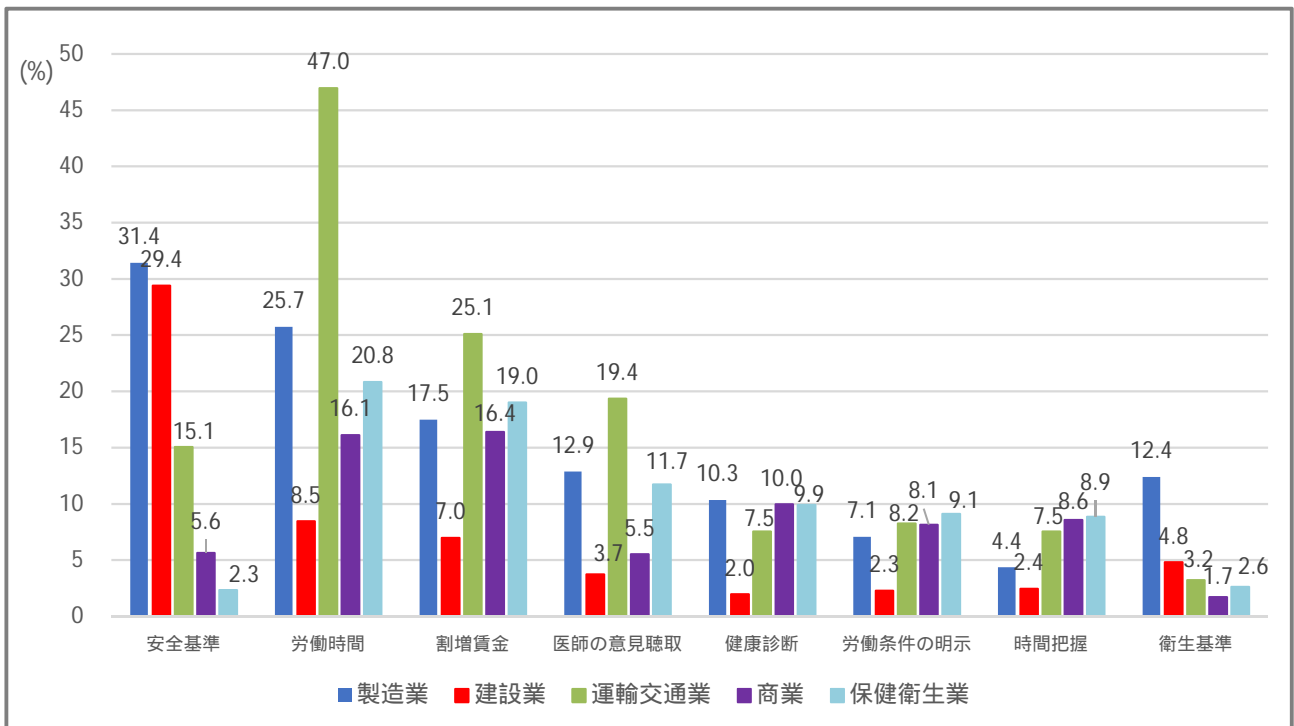


図4 主な業種別・違反事項別違反事業場比率



(2) 製造業

機械・設備等の安全基準に関する違反が 31.4%、違法な時間外労働など労働時間に関する違反が 25.7%、次いで割増賃金に関する違反が 17.5%となっています。

(3) 建設業

違反事項としては、足場、開口部等からの墜落防止措置、建設重機の安全措置等に係るものなどの安全基準に関する違反が 29.4%と、他の違反に比べて高くなっています。元請事業者が下請事業者に対して必要な指導を行っていないことが要因となっている場合もあることから、元請事業者及び下請事業者の両者に対して指導を行っています。

(4) 運輸交通業

違法な時間外労働など労働時間に関する違反が 47.0%と他の業種に比べて突出して高く、次いで割増賃金に関する違反も 25.1%で、こちらも他の業種と比べて多くなっています。

(5) 商業

賃金不払残業等に関連する割増賃金に関する違反が 16.4%、次いで、違法な時間外労働など労働時間に関する違反が 16.1%とほぼ同じくらいであり、健康診断の実施に関する違反が 10.0%となっています。

(6) 保健衛生業

違法な時間外労働など労働時間に関する違反が 20.8%、賃金不払残業等に関連する割増賃金に関する違反が 19.0%で、次いで健康診断の結果に異常所見が見られた方の医師の意見聴取に関する違反が 11.7%となっています。